

# 都城デジタル化推進宣言

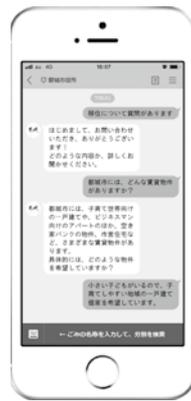
本市は4月、自治体経営の考え方に沿って「都城フィロソフィ」を策定しました。「本気で挑戦！日本一の市役所！」のローガンの下、市民の幸福と市の発展を図るため人財育成による組織活性化を積極的に進めています。その中で、交付率市区別日本一のマイナンバーカードをはじめとする、将来のまちの姿を大きく変えるデジタル技術（ICT）を積極的に活用しながら、市民サービスの向上を図り、利便性が高く豊かなまちを構築することを目的に「都城デジタル化推進」を宣言しました。今回は、この宣言の3つの柱を紹介します。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎23-7161

## 1 市民サービスにおけるデジタル化推進

市民の利便性向上を図りながら、住み良いまちを創ります。

- 交付率日本一のマイナンバーカードの活用 電子母子手帳、おくやみ窓口、自治体ポイント活用、コンビニ交付など
- 各種行政手続きの簡素化 ぶれぴか入退館管理システムの導入など
- SNSを活用した情報発信、問い合わせの自動化 LINE活用など



LINE画面イメージ

## 2 自治体経営におけるデジタル化推進

根拠に基づいた施策の実行と、効率的な自治体経営を志向します。

- 証拠に基づいた政策立案（EBPM）の推進 データ分析など
- 革新的技術の積極活用 RPA（業務自動化ソフト）、AI（人工知能）などの積極活用など
- システムの最適化 システムの標準化、クラウドサービスの導入など

## 3 各種行政事務の簡素化

電子文書管理システムの活用など

- 人財育成 デジタル時代に対応できる人財教育の推進など

## 3 物産振興におけるデジタル化推進

都城が誇る「肉と焼酎」などの資源を世界へ発信するために、マーケティング力を強化します。

- EC（電子商取引）を活用した物産振興 市公式オンラインショップ「極上！みやこのじょう」の展開など
- デジタルプロモーション 動画やAIなどを活用した情報発信など
- 都城ファンクラブの推進 数的拡大からの情報発信など
- 街全体のデジタル化の推進 市民や市内企業向けセミナーの実施など



極上！みやこのじょう！



タブレット端末を活用した電子会議システム

### メッセージ

少子高齢化が進む中、地方が抱えるさまざまな課題を解決し市民の幸福と市の発展を実現するツールとして、デジタル技術は欠かせないものであるとの思いから、本市は8月29日、「都城デジタル化推進」を宣言しました。

本市が先頭に立ってデジタル化に関するさまざまな取り組みを実施することで、地域や企業のデジタル化を推進し、老若男女問わず全ての市民がその恩恵を受けることができるモデル都市となるよう、挑戦してまいります。



都城市長 池田 宜永



本市は、Googleが2019年4月22日に発表したデジタルスキルトレーニングプログラム「Grow with Google」のパートナーとして、職員および市民を対象にデジタルスキル向上を目的としたセミナー開催などの活動を始めます。本市は、将来のまちの姿を大きく変えるデジタル技術を積極的に活用し、市民サービスの向上を図りながら、利便性が高く豊かなまちを市民の皆さんと共に構築していきます。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎23-7161



## 「Grow with Google」とは

Googleによる、これからの時代に役立つデジタルスキルの習得をサポートする取り組みです。個人・ビジネス・学生・教育者・スタートアップ・デベロッパーなど、さまざまなニーズに合わせたトレーニングを提供しています。

トレーニングには、インターネット上で受講できる「オンライントレーニング」と、セミナーやイベントなどの「オフライン(対面式)ト

レーニング」があり、いずれも無料で受講できます。

トレーニングは「Google」および「Grow with Google」パートナーにより提供されます。詳しくは、こちらのサイトで確認ください



## Googleが提供する「トレーニングメニュー」

### 【はじめての働き方改革】

「Grow with Google」の働き方改革に関するトレーニングでは、Googleによる実証研究の知見を基に、働く上でもっと良いものにする

ために、テクノロジーを使った具体的な取り組み方や、イノベーションを生むために必要なカルチャーの育み方など、新しい働き方の導入方法を紹介します。

### 【はじめてのデジタルマーケティング】

「Grow with Google」のデジタルマーケティングに関するトレーニングでは、ビジネスを成長させるために「認知を得る」「認知を広める」「効果を改善する」の3つの視点からデジタルマーケティングの基本を学びます。また、デジタルマーケティングの具体的な活用事例も紹介します。



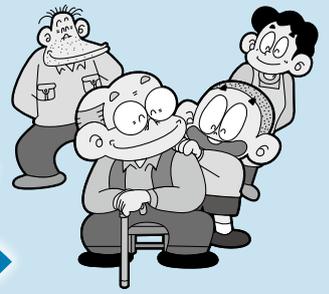
## トピック

### 市民向けセミナーを開催します

Googleから講師を招き、「はじめての働き方改革」「はじめてのデジタルマーケティング」について、対面式セミナーを無料で開催します。

- 日程 10月26日(土)
- 場所 コミュニティセンター
- ①はじめての働き方改革
  - 時間 14時～15時5分
- ②はじめてのデジタルマーケティング
  - 時間 15時25分～16時30分
  - 定員 各120人 ※申し込み順
  - 申し込み ①②ともに、10月9日(水)から、市ホームページで申し込みを開始





住み慣れた地域で自分らしく暮らすための

# 介護保険サービス

高齢者などの介護を社会全体で支え合い、家族の負担をできるだけ少なくするため、平成12年につくられた「介護保険制度」。今回は、介護保険サービスの適切な使い方や、介護予防・日常生活支援総合事業について紹介します。  
◎問い合わせ 介護保険課 ☎23-2685

自分らしい生活を送るために

## 介護保険サービスを適切に利用しましょう

介護保険サービスは、高齢者が元気で生活し続けるために利用するものです。しかし、本市の状況は、介護認定区分更新時の要介護度推移の調査(平成30年度)で、31・4割の人が「悪化」していて、本来の目的で介護保険サービスが使われているとはいえません。

この状況が続くと、介護保険料の支払い額が増加し、子や孫の世代の負担が増加します。また、要介護度の悪化は、サービス利用者の生活の質の低下にもつながります。



サービスを利用する上で大切なことは、元気で自分らしい生活を送るための改善目標を持ち、その実現のために最適なサービスを選ぶこと。そのためには、サービスの使い方を正しく理解することが大切です。

### 1 自身のケアプランに積極的に関わる

「よく分からないから」と、ケアプランの作成に意見せずにいると、ケアマネジャーは最適なケアプランをつくることができません。また、改善目標が曖昧なままでサービスを受けてしまうと、要介護度の悪化につながる場合があります。

ケアプランを作成する時は、担当のケアマネジャーに「6カ月後には、グラウンド・ゴルフ大会に出場できるようにになりたい」など、具体的な改善目標や希望を積極的に伝え、元気に自立した生活を続けられるケアプランになるようにしましょう。

### 2 自分でできることはなるべく自分で

掃除や食事の準備など、今までできていたことをホームヘルパーに任

せきりにしてしまうと、体の機能が徐々に低下し、寝たきりになってしまいます。また、デイサービスで運動していても、入浴や食事の介助などを任せきりにしてしまうと、今までできていたことができなくなり、自宅での生活が困難になります。

### 3 必要なサービスを吟味する

介護保険サービスは、原則1割の自己負担で利用できますが、残りの9割は、介護保険料や国や市などの公費によって賄われています。少額の負担で済むからといって必要以上のサービスを利用すると、介護保険料が高くなるだけでなく、体の機能が低下し、生活の質が落ちてしまいます。ケアマネジャーとよく相談し、必要なサービスを吟味しましょう。

また、地域で開催されるいけないからだづくり講座や健康づくり教室など、身近な取り組みにも参加し、要介護状態の悪化を防ぎましょう。



## 地域で支える介護保険サービス

# 介護予防・

# 日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」は、介護保険制度による全国一律のサービスとは異なり、

地域の実情に応じて自治体が独自にサービスを提供できます。本市では、平成28年度から総合事業を実施。地域のニーズに対応できるよう、「一般介護予防事業」や「介護予防・生活支援サービス事業」など、さまざまなサービスを提供しています。

いつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、総合事業を上手に活用し、介護予防に取り組みましょう。

### 一般介護予防事業

- **対象** 市内に在住する全ての65歳以上の人、または講座や地域づくりの活動を支援する人
- **内容** こけないからだづくり講座、健康相談・健康教室

### 介護予防・生活支援サービス事業

- **対象** 市内に在住する要支援1・2の人、または事業対象者
- **内容** 訪問型サービス、通所型サービスなど

#### 訪問型サービスの一例 生活おたすけサービス事業

高齢者の自宅に、登録した生活援助員（地域の有償ボランティア）が訪問し、簡単な日常生活の手伝いをする、住民主体型のサービスです。

- **援助内容** 食事の準備や洗濯、掃除、買い物など
- **利用可能時間** 1日2時間（月10時間を上限）
- **利用料** 1時間当たり200円

※併用不可のサービスもありますので、詳しくは問い合わせください

【サービス利用の問い合わせ】  
各地区地域包括支援センター

【生活援助員登録の申し込み・問い合わせ】 都城市社会福祉協議会  
☎ 25-2123

### 生活おたすけサービス利用者の声



(左)生活援助員 坂口 知恵美さん (右)利用者 松山 キミさん

【松山さん】 毎週1時間、掃除のみを手伝ってもらっています。炊事や洗濯なども手伝ってもらおうと体が弱ってしまうので、できることはなるべく自分でしています。坂口さんとの会話も楽しく、サービスを利用し始めてから、明るく元気に過ごせています。

【坂口さん】 人のために役立ちたいと思い、生活援助員に登録。昨年の9月から松山さん宅を訪問しています。はつらつとした松山さんから、毎回、エネルギーをもらっています。